

# 令和 8 年度大野城市会計年度任用職員 採用試験（障がい者対象）募集要項

## 1 募集職種・職務内容

職種	職務内容
事務補助 (障がい者対象)	パソコン操作を伴う一般行政事務の補助的業務、軽易な窓口・電話対応、 その他事務作業等

※上記の職務内容は一例になります。配属先によって従事する業務が異なる場合があります。

## 2 基本的な勤務条件

任用期間	任用開始日から令和 9 年 3 月 31 日まで ※任用開始日は、試験日及び合格発表日により変わります。 ※任用後に実施される人事評価の結果が良好であった場合は、次年度も引き続いて任用される場合があります。
勤務日	週 5 日以内
勤務時間	週 38 時間 45 分以内（1 日 7 時間 45 分以内）
勤務場所	市役所、すこやか交流プラザ、大野城心のふるさと館など
勤務形態	【フルタイム勤務】 1 日 7 時間 45 分かつ週 5 日の勤務 【パートタイム勤務】 1 日 7 時間 45 分未満または週 5 日未満の勤務 ※勤務形態は、合格後、任用の打診の際に調整します。
給料・報酬	時給 1,275 円、月給 195,800 円 ※給与改定により額が変わる可能性があります。
諸手当	・給料・報酬の他に、地域手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当などがそれぞれの条例・規則等に定める条件に当てはまる場合に支給されます。 ・期末・勤勉手当（ボーナス）として、年 4.65 カ月分が 6 月と 12 月にわけて支給されます（令和 8 年度見込み）。条例・規則等の改正により、変更となる場合があります。 ※期末・勤勉手当は、任用形態・任用期間によって支給額が減額したり、支給対象とならなかつたりする場合があります。
給料・報酬 支給日	【フルタイム勤務】 当月の 22 日（金融機関が休みの場合は、直前の営業日） 【パートタイム勤務】 翌月の 15 日（金融機関が休みの場合は、直前の営業日）
休日	週休日（原則として土・日曜日）、祝日、年末年始 ※職場によってはシフト勤務等により、異なる場合があります。
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与（1 年間に最大 20 日） ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。（忌引や夏季休暇等）

<p>社会保険</p> <p>※給与改定により、任用期間の途中から加入対象になる場合があります。</p>	<p>【健康保険・厚生年金保険】</p> <p>◆フルタイム勤務で任用期間が2カ月を超える人 全員加入します。また、更新などにより任用期間が2カ月を超えることとなった場合にも、加入となります。</p> <p>◆パートタイム勤務 勤務時間・勤務日数がそれぞれ週5日フルタイム勤務の4分の3以上あれば加入します。ただし、4分の3未満でも、下記すべての要件を満たしていれば、加入となります。</p> <p>① 週の勤務時間が20時間以上であること ② 1カ月あたりの賃金が88,000円以上であること ③ 雇用期間が2ヶ月を超えること ④ 学生でないこと</p> <p>※加入対象とならない短い時間や期間の任用もあります。 ※ただし、70歳以上の人は厚生年金保険の被保険者にはなりません。在職中に70歳に達した人は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失します。</p>
	<p>【雇用保険】</p> <p>下記の勤務時間・任用期間があれば雇用保険に加入します。 また、65歳に達した日以後に新たに雇用された人も雇用保険の被保険者となります。</p> <p>◆フルタイム勤務者：任用期間が31日以上ある場合は加入。 ◆パートタイム勤務者：週所定労働時間が20時間以上で、任用期間が31日以上ある場合は加入。</p> <p>※なお、フルタイム勤務者は、18日以上勤務した月が6ヶ月を超えるに至ったときから、退職手当組合に加入します。その場合、雇用保険の被保険者資格は喪失します。</p>
<p>公務災害</p>	<p>市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。（フルタイム勤務で、連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。）</p>
<p>服務</p>	<p>一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。</p>

### 3 採用試験

応募受付期間	随時募集
実施時期	申込内容確認後、2週間日以内に人事マネジメント課から連絡・調整を行います。
試験会場	市役所会議室
実施方法	面接試験
受験資格	<p>次の①、②を満たし、③のいずれかに該当する者</p> <p>①ワード・エクセルなどのパソコン操作ができること</p> <p>②活字印刷文による出題および口頭での面接試験に対応できること</p> <p>③以下のいずれかに該当する者。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者福祉法 15 条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者</li> <li>・都道府県知事又は政令指定都市市長が発行する療育手帳の交付を受けている者</li> <li>・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者</li> </ul> <p>※地方公務員法第 16 条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・拘禁以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者</li> <li>・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から 2 年を経過しない者</li> <li>・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者</li> <li>・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者</li> </ul>
申込方法	<p>申込みは、市ホームページからオンラインでお願いします。</p> <p>※申請ができたかご自身で確認するために、ドメイン指定受信をしている場合は、「@city.onojo.fukuoka.jp」と「@Logoform.jp」とを受信できるようにしてください。</p>
合格発表	<p>試験最終実施日から 14 日以内に、市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。</p> <p>※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えしません。</p>
試験結果開示	<p>受験者本人に対してのみ、合格発表後の下記の期間、試験結果情報を提供します。</p> <p>【情報提供期間】 合格発表日から 5 営業日（土日・祝日・年末年始を除く。）</p> <p>希望する人は、市役所 3 階の人事マネジメント課まで、受験票を持参して申し出てください。</p> <p>※開示結果のコピーが必要な方はコピー代として 10 円が必要です。</p>

※遅刻した場合は受験ができなくなる場合がありますので、ご注意ください。

※試験会場は席により空調の効き具合が異なります。調節のできる服装でお越しください。

※車イス利用などにより、受験に際して特に配慮を希望する場合は、申込時に人事マネジメント課までご相談ください。

#### 4 任用

合格後	<ul style="list-style-type: none"><li>・名簿登録試験の合格者は、合格の日から令和9年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員任用候補者名簿（候補者名簿）に登録されます。</li></ul>
任用決定	<ul style="list-style-type: none"><li>・その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員が任用されるとは限りません。</li><li>・登録期間内に任用の必要が生じた場合に、随時、候補者名簿に登録のある方に仕事の打診をさせていただきます。</li><li>・任用については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮し、仕事の打診をさせていただきます。</li><li>・育児休業等取得している職員の代替として任用される場合もあります。</li></ul>
条件付採用	地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後1カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。